

## こんなことで、精神障害を発症し悩んでいませんか？

職場で、◆ セクシャル・ハラスメントを受けた  
◆ 嫌がらせ・いじめ又は暴行を受けた  
◆ 上司・同僚・部下とのトラブルがあった など

職場のストレスによる精神障害に関する労災保険給付等について



**相談窓口を開設しています！**

❖ 労災精神障害専門調査員（臨床心理士）が相談に応じます。

❖ 個室で対応しますのでプライバシーは厳守されます。

★ 相談日 → 毎月第1・第3水曜日 13:30～ 16:30

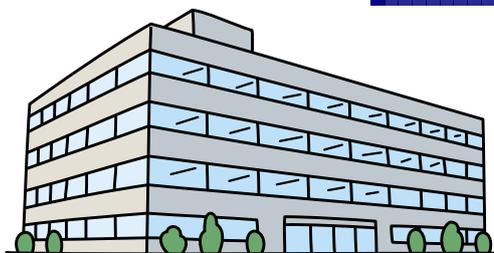
★ 場 所 → 佐賀労働局労災補償課

唐津・武雄・伊万里労働基準監督署

\* 相談場所は、4カ所からお選びできます。

★ その他 → 相談を希望される方は、予約制としておりますので、事前に電話連絡をお願いします。

お問い合わせ先



佐賀労働局 労災補償課

担当者名 やました 山下

・ 0 9 5 2 - 3 2 - 7 1 9 3

佐賀市駅前中央3丁目3番20号

佐賀第2合同庁舎 4階